

重 点 事 项

【重点事項】

1 はじめに

- 厳しい雇用失業情勢の中、本年度の生活保護の動向も大きく変動している。直近の平成20年11月分の福祉行政報告例（速報値）によれば、被保護実人員は160万人弱、被保護世帯数は約115万世帯、保護率は12.5%（人口千人当たり12.5人）となっている。また、同月の保護開始人員は約2万5千人、対前年同月伸び率は5.9%となっており、11ヶ月連続でプラスとなっている。
- 一方、現下の雇用失業情勢を踏まえ、各関係機関等において様々な就労支援等の施策が講じられているところである。
- まず、ハローワーク等においては離職者に対する支援の充実及び運用の改善が図られている。具体的には、昨年12月から、①社員寮等の退去を余儀なくされた方々への住宅確保のための相談支援、②雇用促進住宅の入居あっせん及び③解雇等による住居喪失者に対する就職安定資金融資（住宅入居初期費用[最高50万円]、家賃補助費[月額上限6万円、最長6月]、生活・就職活動費[月額上限15万円（世帯）、最長6月]等）を実施している。
- また、昨年11月から、解雇等により離職した派遣労働者等であった者で、公共職業訓練を受講する者に対する技能者育成資金融資（月額上限12万円（世帯）等）を実施している。その運用については、先月末に禁止していたアルバイトを認めることとする等の改善を図っているところである。
- 現下の雇用失業情勢からみて、今後も、今年度末にかけて生活に困窮する者が増加することが見込まれることから、各都道府県等及び実施機関にあっては、引き続き、生活保護の相談窓口を訪れる相談者の事情や要望に応じて、以上のような施策の概要や相談窓口も含めて、懇切丁寧な情報の提供と支援を行っていただきたい。また、ハローワーク等の関係機関、及び各自治体の労働担当部局や住宅政策担当部局等との連携について、より一層の強化をお願いする。

- なお、生活保護以外の支援等の情報を相談者に紹介する際には、相談者の生活保護の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、ご留意願いたい。

2 生活保護基準の見直し

(1) 生活扶助基準の見直し及び改定について

- ・ 生活扶助基準については、平成19年度に、全国消費実態調査等の結果を基に専門家による検証を行った結果、現行基準は一般の低所得世帯の消費実態と比べて高いという結果が得られた。
- ・ このため、消費の実態に適合したものとする見直しについて検討を行ったが、原油価格の高騰が消費に与える影響等を見極めるため、平成20年度は据え置きとし、平成21年度予算編成過程で適切に対処することとしたところである。
- ・ その後の物価、家計消費の動向を見ると、昨年2月以降の生活関連物資を中心とした物価上昇は、国民の家計へ大きな影響を与えており、また、「100年に1度」と言われる昨年9月以降の世界的な金融危機は実体経済へ深刻な影響を及ぼしており、国民の将来不安が高まっている状況にあると考えられる。
- ・ このような現下の社会経済情勢に鑑み、平成21年度は、昨年度に引き続き生活扶助基準の見直しを行わないこととし、据え置くこととした。(別紙1参照)

(2) 母子加算の見直し及び就労支援の強化について

ア 基本的な考え方と現在までの取組

- ・ 生活扶助の母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたことから、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点等を踏まえ、平成17年度から一律・機械的な母子加算を段階的に廃止する一方で、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところである。
- ・ 具体的には、①平成17年度に「高等学校等就学費」を創設して、3年間の高等学校就学に必要な費用を保護費から支給の対象とし、教育費の給付を義務教育から高等学校へ拡大した。②また、平成19年度には「ひとり親世帯就労促進費」を創設し、就労している又は就労

支援プログラムに参加する等職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等に対して、新たに給付金を支給することとした。③さらに、平成17年度以降、「就労支援プログラム」による母子世帯の状況に応じた支援や福祉事務所とハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業を推進しているところである。

- イ「ひとり親世帯就労促進費」の周知及び活用の徹底（平成20年度）
- ・ 15歳以下の児童を養育する母子世帯等については、現在、母子加算が支給されているが、この加算は、平成21年3月に終了し、「ひとり親世帯就労促進費」の給付に移行する。
 - ・ この「ひとり親世帯就労促進費」は、就労している又は就労支援プログラムに参加する等職業訓練を受け自立に向けて努力している母子世帯等を支援するとともに、就労阻害要因のない未就労の母子世帯等に対しては就労意欲を向上させる効果が期待できる重要な就労支援策であり、就労阻害要因のない全ての母子世帯等が対象となることが望まれる。
 - ・ このため、保護の実施機関におかれては、平成21年3月までに、母子加算が算定されている各世帯について、就労状況や就労支援状況を的確に把握し、
 - ① 「ひとり親世帯就労促進費」の趣旨及び支給要件が十分に被保護世帯へ理解されるよう、別紙2を参考に、お知らせ等を通じて、その周知を図るとともに、
 - ② 本人の同意が得られる場合には、就労阻害要因のない全ての未就労の母子世帯等を「就労支援プログラム」の対象とする、など、母子世帯等への就労支援が適切に進むよう十分に留意して、「ひとり親世帯就労促進費」の活用を徹底されたい。
- ※ なお、別紙2については、平成21年1月21日の全国厚生労働関係部局長会議資料32頁においてお示ししたところであるが、「ひとり親世帯就労促進費」の支給要件である「就労支援プログラム」への参加が分かりづらいものとなっていたため、若干の修正を行っている。

ウ よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）の実施

- ・ 母子世帯等への就労支援については、現に就労や職業訓練を行っている母子世帯だけではなく、就労阻害要因のない未就労の母子世帯についても、就労意欲を向上させ、効果的な就労支援を継続的に行うことが重要である。
- ・ このため、平成21年度予算（案）において、「就労意欲や生活能力・就労能力が低い」、「就労経験がない」などの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者を対象として生活能力向上のための訓練やカウンセリング等の支援を行う「就労意欲喚起等支援事業」（28頁参照）を計上しているところである。
- ・ 平成21年度においては、本事業を積極的に活用し、よりきめ細やかで一貫した就労支援（ステップアップ支援）をお願いする。（別紙3参照）

（3）産科医療補償制度への対応について

平成21年1月1日から、分娩に関連して脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための仕組み（以下「産科医療補償制度」という。）が開始されている。これに伴い、産科医療補償制度に加入する医療機関等の出産費用の上昇が見込まれたことから、平成20年12月22日付けで「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「保護の実施要領（局長通知）」という。）の一部改正を行ったところである。これにより、平成21年1月1日から、産科医療補償制度の対象となる出産の場合には、3万円の範囲内において出産扶助の特別基準の設定があったものとして、追加的に必要となる費用の額を認定できることとしたので、了知の上、出産扶助の適用にあたってご留意願いたい。（別紙4参照）

（4）その他

出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1) 平成21年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助(注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

2. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	167,170	159,870	152,580	145,270	137,980	130,680
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	260,190	242,090	228,800	214,490	201,300	188,000
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

3. 母子2人世帯【30歳(就労)、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	121,360	116,120	110,890	105,640	100,420	95,170
ひとり親世帯就労促進費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
就労収入が手元に残る額(勤労控除)(注1)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
住宅扶助(注2)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	224,380	208,340	197,110	184,860	173,740	162,490
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 就労収入が10万円の場合の例。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の20年度における上限額の例である。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

福祉事務所からのお知らせ

15歳以下の子どもを養育される母子世帯等の方へ

- ・ 平成21年4月から母子加算はなくなります。
- ・ ただし、働いている方や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加するなど働くための訓練をしている方には、就労自立を支援するため、毎月5千円～1万円の給付金が支給されます。

母子加算については、母子加算を含めた生活扶助の額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っていたため、生活保護を受ける母子世帯と一般の母子世帯との公平性の観点から、一律・機械的な給付を見直し、世帯の自立に向けた新たな給付に転換したところです。

したがって、平成21年4月から現在支給されている生活保護費の一部（母子加算）がなくなりますが、働いている方や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加するなど働くための訓練をしている方には、ひとり親世帯就労促進費として、以下の金額が支給されることとなります。

○ ひとり親世帯就労促進費の支給要件と金額

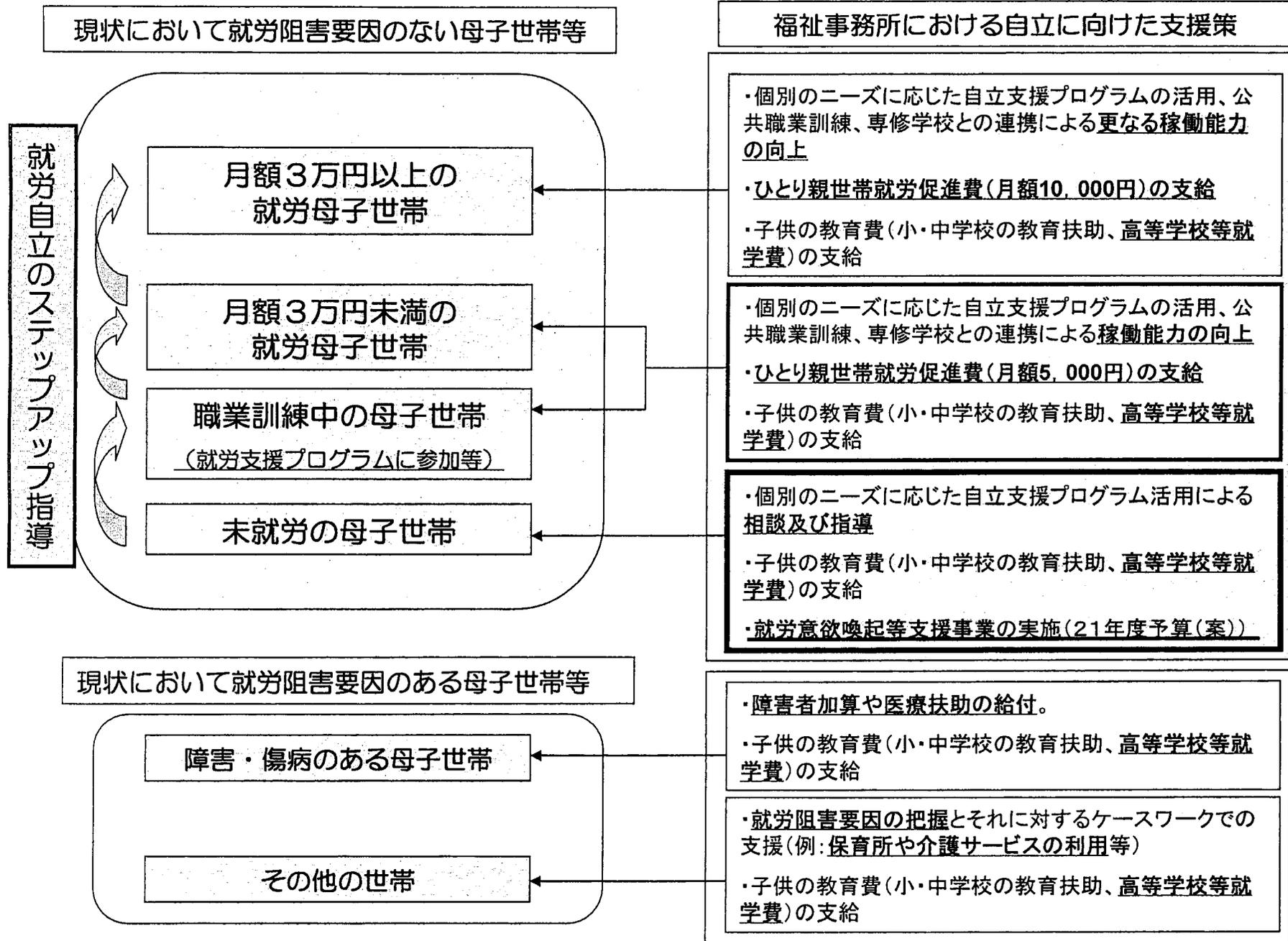
- | | |
|--------------------------------|--------|
| (就労収入が3万円以上の場合) | 月額：1万円 |
| (就労収入が3万円未満の場合、働くための訓練をしている場合) | 月額：5千円 |

○ 就労促進費が支給される場合（働くための訓練の例）

- ・ 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ・ 専修学校等において、生業の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ・ コンピューターの基本機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ・ 各自治体において策定されている就労自立支援に関するプログラムに参加（生活保護受給者等就労支援事業を含む。）している場合

仕事の経験の少ない方や働くことが不安な方でも、まず、初歩的な就労能力などを目的とした職業訓練や、〇〇市で策定した「就労支援プログラム」に参加すれば、これらの給付が支給されますので、担当のケースワーカーにご相談ください。

生活保護を受ける母子世帯等の自立に向けたステップアップ支援



産科医療補償制度の概要（平成21年1月1日～）

制度の目的

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図る。

補償の仕組み

- 分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。
- 分娩機関は、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償対象

(※ 対象者推計数：年間概ね 500 ～ 800人)

- 通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とする。
 - ・ 出生体重2,000g以上 かつ 在胎週数33週以上 ・ 身体障害者等級1・2級相当の重症者
 - ・ 先天性要因等の除外基準に該当するものを除く
- 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査

補償金額

3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(20年間))

保険料(掛金) ※在胎週数22週以降の分娩に限る。

一分娩当たり 30,000円

加入促進・制度周知策

- 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況を追加
- 医療機関が広告できる項目に本制度加入を追加
- 母子健康手帳の任意記載事項に産科医療補償制度を追加
- (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表
- 診療報酬上の算定要件に本制度加入を追加
- 加入機関での分娩に出産育児一時金を3万円加算(35→38万円)

その他

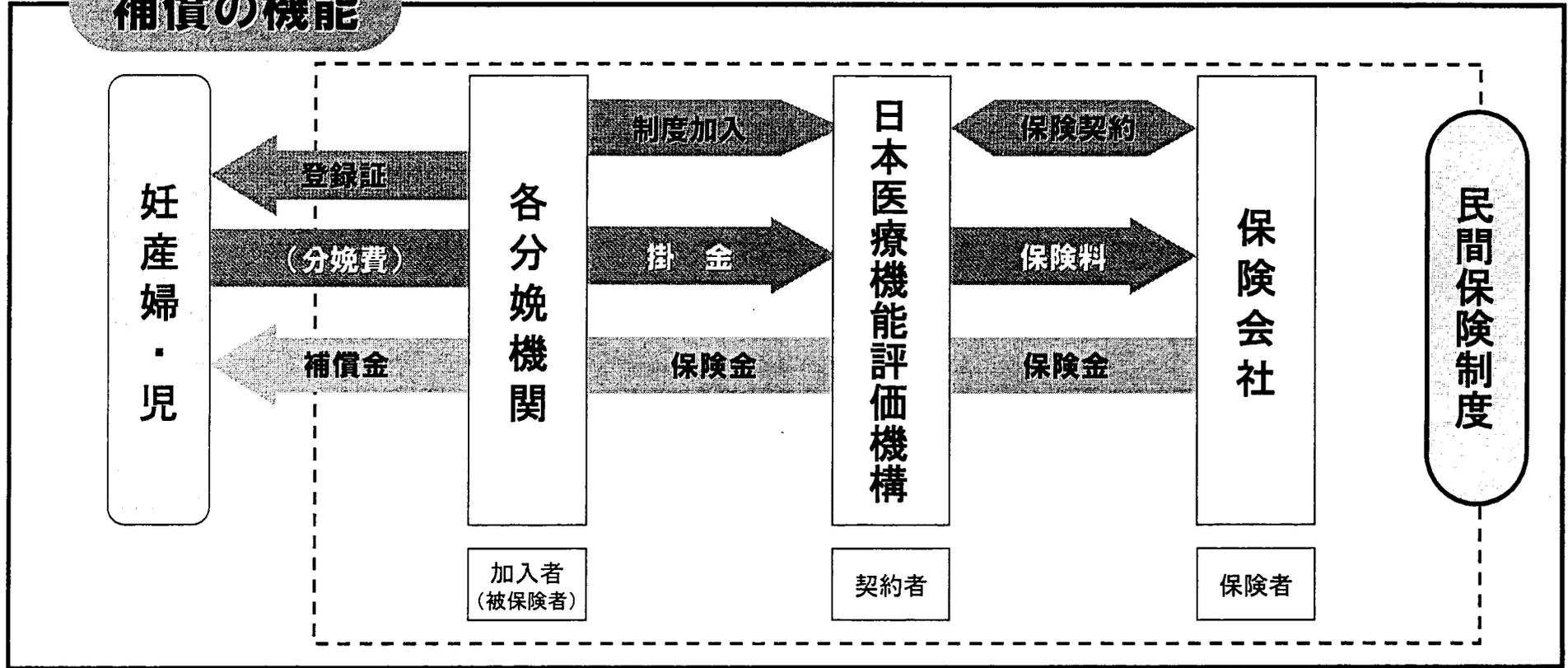
- 紛争の防止・早期解決のために、医学的観点から事例を分析し、結果を両当事者にフィードバック
- 原因分析された各事例の公開により、同種の医療事故の再発防止等を図る。
- 遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

(注)1. 平成21年1月時点の加入率:病院・診療所99%, 助産所95%

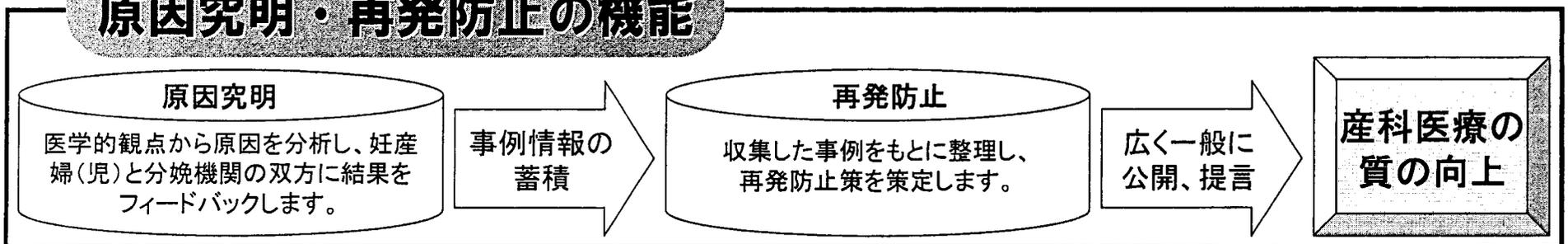
2. 出産育児一時金は、平成21年10月から平成22年度末までの間、4万円加算(38→42万円)される。

産科医療補償制度の仕組み

補償の機能



原因究明・再発防止の機能



3 自立支援の充実・強化

(1) 自立支援プログラムの一層の推進について

生活保護制度において、自立の助長は、最低生活の保障とともに制度の目的である。当省では、平成16年12月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の最終報告書等を受けて、生活保護制度において、経済的な給付を行うだけではなく、生活困窮者の自立の助長に関し、自立・就労を積極的かつ組織的に支援する仕組みを強化することとし、その実施方法として平成17年度に「自立支援プログラム」を導入したところである。

今一度、自立支援プログラムの導入の趣旨、目的及びメリットを確認すると、以下のとおりである。

自立支援プログラムでは、被保護者の自立に向けて、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することとしている。これによって、被保護者が抱える様々な問題に対し、これを解決する「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」が可能となるものである。

平成17年度の自立支援プログラムの導入以降、各自治体においては、プログラム導入の趣旨への理解が進むと同時に、それぞれの地域資源等を活用した創意工夫に富む様々なプログラムの策定が進んでおり、その積極的な取組に対して感謝を申し上げる。

しかしながら、自治体によっては、多様な対応を可能とする自立支援プログラムの策定が進んでいない自治体、あるいは、プログラムは策定されているもののプログラムを活用した自立を支援する取組が進んでいない自治体など、その取組状況にばらつきも見られるところである。

また、現下の経済・雇用情勢から見れば、被保護者の就労支援を始めとする自立支援プログラムの取組は、その導入時以上に重要度が増しており、生活保護行政を進めるに当たって、大きな柱であることを再認識

する必要がある。

このような状況を踏まえ、当省では、平成21年度においても、自立支援プログラムの更なる推進を図るため、

- ① セーフティネット支援対策等事業費補助金による自治体の実施体制整備の支援拡充
- ② 生活保護受給者等就労支援事業の推進及び労働行政等関係機関との連携の強化
- ③ 自治体における取組状況に関する情報の提供

等により、引き続き、自治体の取組を支援していくことから、各自治体においても、一層の努力をお願いしたい。

ア 自立支援プログラムの策定状況について

平成20年12月末現在の自立支援プログラムの策定状況は、下表のとおりであり、平成19年度末と比べ各自治体の策定は進んでいるところである。

被保護者の抱える課題は多様化しており、各自治体においては、引き続き、保護動向等に対応した更に幅広い自立支援プログラムの策定に取り組まれない。特に、①現下の雇用情勢の影響で失業したこと等により新たに保護が開始された者に対する早期の就労支援に関するプログラム、②母子世帯に対する就労支援等に関するプログラムについて、充実・強化をお願いする。

【自立支援プログラム策定状況】

(単位：プログラム)

	20年 3月末	20年 12月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムを除く)	1, 360 (834) (96.1%)	1, 484 (854) (97.8%)	+124
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1, 269 (578) (66.6%)	1, 448 (634) (72.6%)	+179
社会生活自立に関する自立支援プログラム	240 (173) (19.9%)	289 (213) (24.4%)	+49
合 計	2, 869	3, 221	+352

※中段の（ ）書きは策定自治体数、下段の（ ）書きは総自治体数に占める策定自治体数の割合。(なお、総自治体数(都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計数)は、20年3月末は868自治体、20年12月末は873自治体である。)

※日常生活自立に関する自立支援プログラム及び社会生活自立に関する自立支援プログラムについては、プログラムのコードを一部組み替えたため、20年3月末の数値と20年12月末の数値は、単純に比較できない。

また、平成20年度においては、すべての自治体において、債務整理等に関する自立支援プログラムの策定をお願いしているところである。平成20年12月までの策定状況及び平成21年3月までの策定見込みは、下表のとおりである。

まだ策定していない自治体については、平成20年度生活保護担当指導職員ブロック会議資料に掲載してある自治体の例等も参考に、早急な整備をお願いしたい。

【債務整理等に関する自立支援プログラムの策定状況】

(単位：プログラム)

	20年 3月末	20年 12月末	21年 3月末 (見込み)
債務整理等に関する自立支援プログラム	151 (142) (16.4%)	315 (286) (32.8%)	702 (629) (72.1%)

※中段の（ ）書きは策定自治体数、下段の（ ）書きは総自治体数に占める策定自治体数の割合。(なお、総自治体数(都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計数)は、20年3月末は868自治体、20年12月末は873自治体である。)

※21年3月末(見込み)の数値は、20年12月末時点において策定済みであるプログラム数に、平成20年度中の策定予定として各自治体より情報提供のあったプログラム数を加えたものである。

イ 自立支援プログラムの実施状況について

各自治体において自立支援プログラムの策定が進むに伴い、その参加者も増加している。平成19年度と平成20年4月～12月のプログラムへの参加者数を比較すると、下表のとおりである。

【自立支援プログラム実施状況】

(単位：人)

	19年度	20年4月～12月
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムを除く)	61,728 (40,195)	69,720
日常生活自立に関する自立支援プログラム	36,814 (34,288)	23,401
社会生活自立に関する自立支援プログラム	2,690 (2,212)	14,433
合計	101,232 (76,695)	107,554

※19年度の上段は19年4月～20年3月の参加者数、下段の（ ）書きは19年4月～12月の参加者数。

※日常生活自立に関する自立支援プログラム及び社会生活自立に関する自立支援プログラムについては、プログラムのコードを一部組み替えたため、20年3月末の数値と20年12月末の数値は、単純に比較できない。